

関心事（2010年7月）

1. いわゆる「こんにやくゼリー」

7月16日、食品SOS対応プロジェクトによる会合が開催され、こんにやくゼリーを含む窒息事故に関する検討結果がまとめられました。<http://www.caa.go.jp/safety/index2.html>

同プロジェクトでは、再現試験を通じて窒息事故リスクに対する検討が行なわれています。検討結果から、多くのこんにやくゼリーについて重篤な窒息事故につながるリスク要因を複数有しているとの知見を得たとし、「窒息頻度が高い『もち』や『あめ』については、『もちは口腔内での滑りやすさが低く、あめは強い気道閉塞を生じさせにくい点で、こんにやく入りゼリーよりもリスク要因が少ないことが示唆された』」との食品安全委員会の評価と異なります。

しかし、嚥下のどの段階での問題か、こんにやく粉を使用せずに「こんにやくゼリー」ができるか、「こんにやくゼリー」の物性の比較検討など、科学的に十分検討なされたとは云えず、方向性を詰めることができる状況ではないと思います。

2. 既存添加物の第3次消除（80品目）のWTO通報

2010年6月29日、既存添加物の第3次消除（80品目）について、WTO通報（衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条及び附属書Bの5(a)に基づく措置）されました。

施行予定日：2011年5月18日

WTO期限：通報日（6月29日）から60日後

消除予定品目：5月18日に公示された「消除予定添加物名簿」に記載された80品目

尚、5月18日の公示によりますと、訂正の申し出の期限は、2010年11月17日です。

3. メラミン濃度の新しいCODEX基準

7月6日、メラミン濃度に関するCODEX基準が改定されました。

乳児用調整粉乳のメラミン最大基準値：1mg/kg

その他の食品及び飼料：2.5 mg/kg

http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2010/melamine_food_20100706/en/index.html

4. 食用タール色素6品の警告表示の強化

英国では、2010年7月20日から、E102（食用黄色4号）、E110（食用黄色5号）、E104（キノリンイエロー）、E122（アズルピン）、E124（食用赤色102号）、E129（食用赤色40号）のアゾ系タール色素について、それらを含む飲食品に、「色素の名前またはE番号：は子どもの行動や注意に有害かもしれない」という警告表示が必要となりました。

例外：1.2%以上のアルコールを含む飲料、食肉のマーキング、卵の装飾

http://www.fsai.ie/news_centre/add_colour_labelling.html

この処置は、7月20日からEUの全域で実施されることになりました。

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2010/jul/eucolourswarn>

5. アマランス（食用赤色 2 号）の ADI の引き下げ

7月26日、EFSAのANSパネルは、アゾ系色素のアマランス（E123、食用赤色2号）のADIを0.8mg/kgbw/dayから0.15mg/kgbw/dayに引き下げました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/1649.pdf>

既に、昨年11月12日に、キノリンイエロー（E104、日本は未指定）のADIを10mg/kgbw/dayから0.5mg/kgbw/day、サンセットイエローFCF（E110、食用黄色5号）のADIを2.5mg/kgbw/dayから1mg/kgbw/day、ボンソー4R（E124、食用赤色102号）のADIを4mg/kgbw/dayから0.7mg/kgbw/dayそれぞれ下げています。

6. 食用色素の禁止を CSPI が要請（米国）

6月29日、CSPI（Center for Science in the Public Interest）は、子どもの多動性と発がんを理由に、食用色素の禁止をFDAに要請しました。

<http://www.cspinet.org/new/201006291.html>

2008年6月2日 人工染料を使用した食品への警告表示

<http://www.cspinet.org/new/200806022.html>

7. オーストラリア・ニュージーランドで、エリスロシン（日本：食用赤色 3 号）のアイ

シング（英語:icing、米国：frosting）への使用認可 2010年7月1日官報 FSC59

現在、保存チェリーでのみ認可されているエリスロシンをアイシングについても使用を許可。

最大許容レベル：2mg/kg

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/gazettenotices/amendment1171july2014820.cfm>

8. ガムロジングリセロールエステル安全性評価（EFSA）

7月14日、EFSAは、安定剤及び乳化剤として最大100mg/Lで使用するガムロジングリセロールエステル（GEGR）の安全性について評価しました。

2009年に、JECFAはGEGRを評価し、GEGW（ウッドロジングリセロールエステル）とまとめてADI 0-25 mg/kg 体重/日を設定しました。このときのGEGRの規格は暫定で、成分の特定と毒性試験の提出が求められていました。

「提出されたデータからはGEGRがGEGWと化学的に同一と結論できない。GEGWの毒性データをGEGRの毒性の記述に使えるかどうか評価できないため、安全性について結論できない。」としました。

http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1654.htm?WT.mc_id=EFSAHL01&emt=1

尚、ウッドロジングリセリンエステルを食品添加物に指定するための健康影響評価が食品安全委員会に求められていましたが、指定要請者からの申し出により、平成21年（2009年）2月3日、厚生労働省はこの健康影響評価を取り下げました。（厚生労働省発食安第0203003号）

輸入される乳化香料の安定剤の国際調和は、大丈夫でしょうか。

9 . 政府の遺伝子組み換え作物推進に消費者は反発（英国）

遺伝子組み換え（GM）作物を推進する業界団体（農業生物化学技術委員会、ABC）が食品基準庁（FSA）のレポート作成に働き掛けを行っていたことが6月上旬に明らかになりました。消費者はGM作物について依然として懐疑的な見方が強く、政府方針への介入に反発の声が上がっており、政権交代後も、政府は食料安全保障の観点からGM作物の推進に積極的な姿勢を示しており、それに反対する消費者との溝は埋まっていないとのこと。

<https://news.jetro.go.jp/jml/4c22b502dd310>

< 欧州委員会が GM ジャガイモの EU 域内栽培を認可 >

欧州委員会は2010年3月2日、バイエルが開発した遺伝子組み換えジャガイモ「アムフローラ」（工業用でんぷん用）の商用栽培を認可しました。1998年に初めてモンサントのGMトウモロコシの作付けが認可されて以来、EU域内では12年ぶり、2件目の栽培認可だ。今回の久々の認可を機に、さらに14種類のGM作物の認可についての検討が進められているとのこと。

10 . 事故米 4社を捜索

2007年に米国から輸入された事故米82トンが、食用米として不正転売されていた問題で、農林水産省の刑事告発を待たずに、神奈川県警は、7月26日、食品衛生法違反（有害食品などの販売）の疑いで、転売や偽装にかかわったとされる4社の家宅捜索を始めた。マスコミが一斉に報じました。甘糟損害貨物（横浜市鶴見区）、協和精麦（神奈川県伊勢原市）、石田物産（横浜市、廃業）、共伸商事（愛知県半田市）の4社が捜索されたとのこと。

農林水産省の調査では、一連の不正転売は2007年8月からの約1カ月で行われており、食品衛生法の公訴時効（3年）が目前に迫っていました。

協和精麦は、主に2003年～2006年に輸入した事故米3,073トンについて偽装を認めているもののほとんどで公訴時効が成立しているとのこと。（7月26日付けの朝日新聞、他）

11 . 石井食品の不適合表示に是正指示（消費者庁）

消費者庁は、7月12日、石井食品株式会社（千葉県船橋市本町2-7-17）が、加工食品の原材料に添加物「香料」を使用したにもかかわらず、一括表示欄の原材料名にこれを表記せず、商品に「無添加調理」と表示し、一般消費者向け販売していたことを確認したとして、JAS法の加工食品品質表示基準第4条第1項第2号及び第6条第3号に違反するとして、同法第19条の14第1項の規定に基づき、表示の適正化、原因究明、再発防止策、従業員に対する品質表示制度の徹底等を指示しました。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin339.pdf>

12 . 理研ビタミンの「ふえるわかめ」、950万パック回収（中国産の可能性）

2010年7月23日、マスコミ各社は、「ワカメ販売最大手の理研ビタミン（東京）は23日、乾燥ワカメ『ふえるわかめちゃん鳴門』など国内産として製造している7商品について、中国産だった可能性が高いとして商品を自主回収すると正式に発表した。回収対象は約950万パック（小売価格約20億円）に上り、返品すれば代金は返すとしている。

同社に6月、『産地が違う』との情報が寄せられたため、農水産物の原産地を調べることができる民間の検査機関『日本同位体分析研究所』（横浜市）で検査、中国産の可能性が高いと判定された。同社は事実関係を関東農政局に報告。農政局は日本農林規格（JAS）法違反にあたるか調査を始めた。」と報じました。

<http://mainichi.jp/select/today/news/20100723k0000e020047000c.html>

13. 韓国コカ・コーラ飲料が使用基準違反で回収

食品医薬品安全庁はコカ・コーラ飲料（株）が製造・販売した「グラスオービタミンウォーター-Multi-V」混合飲料に使用が認められていない『グルクロン酸亜鉛（食品添加物）』が使われているため、管轄当局に行政処分などの措置を要求したと発表した。内容は次の通りです。

今回の不適合製品は、混合飲料に使用が認められていない食品添加物である「グルクロン酸亜鉛」を使用しているとの情報を入手し特別点検を行った結果、違反事実を確認した。回収措置された『グラスオービタミンウォーター-Multi-V』製品は、2009年12月21日から2010年6月17日まで生産された製品で、総2,878,944瓶（500ml×2,767,104本、355ml×111,840本）で、賞味期限は製造日から6ヶ月だ。

「グルクロン酸亜鉛」は食品添加物としてその使用基準上、調製油類（調製乳類）、乳児用調製食、成長期用調製食、栄養素補充用健康機能食品、特別医療用食品、体重調節用調製食品及びシリアル類には使用が認められているが、飲料類などには使用が許可されていない。

食薬庁は今後も食品製造会社に対し、食品添加物の使用に関する指導・点検など安全管理を強化すると共に、該当製品の販売者や購入した消費者は即ち購入先や製造社であるコカ・コーラ飲料（株）に返品するよう呼びかけた。

14. 日系企業はもっと情報発信を（中国上海大学のアンケート）

7月21日付けの「通商弘報」（JETRO）に次のような記事が掲載されました。

「上海大学東アジア研究センターは7月1日、学生の日系企業への関心などについて、アンケート結果をジェットロ上海センター主催の講演会で発表した。日本語学部長の董永傑副教授は「日系企業に関する情報が学生に伝わっていない。日本の企業文化などについて日系企業からの情報発信が相互理解につながり、学生・企業の双方にとってプラスになる」と語った。」、さらに「アンケート結果から董副教授は、学生たちは日経企業の状態をよく分かっていない、と指摘した。上海の日系企業について知っているかの設問に、「知らない」が1年生75%、2年生41%、3年生36%、「少し知っている」が1年生25%、2年生59%、3年生60%と、1年生から2年生にかけて日本語学部での授業などをつうじて改善するが、2年生から3年生にかけてはあまり変わらず、「よく知っている」と回答した学生は、3年生でもわずか4%にしかすぎない。

日系企業についての情報不足から、優秀な学生がいても欧米企業などに流れてしまい、学生にとっても日系企業にとっても機会損失につながる可能性がある。雇用のミスマッチを防ぐためには、日系企業から日本の企業文化や企業情報を大学生に積極的に伝えていく必要がある。」としています。

<https://news.jetro.go.jp/jml/4c402937c5c10>

15. パンフレット「健康食品による健康被害の未然防止と拡大防止に向けて」

厚生労働省・日本医師会・国立健康栄養研究所が、パンフレットを作成し公表しました。健康食品関連の製品による主な有害事例、健康食品に添加されている天然植物と医薬品の相互作用が想定される主な事例、健康食品に添加されている成分と医薬品の相互作用が想定される主な事例、健康食品素材と摂取に注意すべき利用対象者の組み合わせ等が詳しく紹介されたパンフレットで、薬剤師にも役立つと思われます。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/pamph_healthfood.pdf

16. 慢性腰痛患者に対するグルコサミンの効果

Effect of Glucosamine on Pain-Related Disability in Patients With Chronic Low Back Pain and Degenerative Lumbar Osteoarthritis A Randomized Controlled Trial
『JAMA. 2010;304(1):45-52.』に掲載されました。要約は次の URL です。

<http://jama.ama-assn.org/cgi/content/abstract/304/1/45>

慢性腰痛（LBP）と変形性腰椎症（OA）の25歳以上の患者250名をグルコサミン1,500mg経口投与群（125名）とプラセボ投与群（125名）に6ヶ月投与し、6ヶ月の介入試験後と1年後に投与の効果を評価したところ、痛みに関連した指標に殆ど差はなかった。

17. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2010年7月）

- ・株式会社カーギルジャパンがエクアドルから輸入した生鮮カカオ豆の命令検査で、一律基準を超えて2,4-Dが0.06ppm検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社カーギルジャパンがガーナから輸入した生鮮カカオ豆の命令検査で、一律基準を超えてエンドスルファンが0.2ppm検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社カーギルジャパンがガーナから輸入した生鮮カカオ豆の命令検査で、一律基準を超えてフェンバレレートが0.09ppm検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社カーギルジャパンがガーナから輸入した生鮮カカオ豆の命令検査で、イミダクロプリド0.70ppm検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社カーギルジャパンがベネズエラから輸入した生鮮カカオ豆の命令検査で、一律基準を超えて2,4-Dが0.02ppm検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・三菱商事株式会社がベネズエラから輸入した生鮮カカオ豆の命令検査で、一律基準を超えて2,4-Dが0.02ppm検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・伊藤忠食糧販売株式会社がエクアドルから輸入した生鮮カカオ豆の命令検査で、一律基準を超えて2,4-Dが0.34ppmと0.05ppm検出され、それぞれ廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・伊藤忠食糧販売株式会社がエクアドルから輸入した生鮮カカオ豆の命令検査で、一律基準を超えて2,4-Dが0.03ppm検出され、併せてジウロン0.18ppm検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ジャパンフード株式会社がタイから輸入した「ゆでだこ」(FROZEN BOILED BABY OCTOPUS SKEWER)の自主検査で、二酸化硫黄0.048g/kgが検出され使用基準不適合のため、廃棄、積戻し等が指示されました。

- ・ C.C.F.J INTERNATIONAL CHUKWU CHINENYE FORTUNATUS がナイジェリアから輸入した乾燥キャッサバ (TAPIOCA) の命令検査で、シアン化物が 18mg/kg、乾燥キャッサバ (GARRI) の命令検査で、シアン化物が 11mg/kg 検出され、それぞれ廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 有限会社フードライナーがイタリアから輸入した「ビスケット類」("BONOMI"AMARETTI) の自主検査で、シアン化物が 13mg/kg 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社ローヤルがオーストラリアから輸入した「生鮮西洋わさび」のモニタリング検査で、一律基準を超えてジメトモルフが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ アタカ通商株式会社が中国から輸入した生鮮コーヒー豆のモニタリング検査で、?-BHC0.020ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 三信商事株式会社が韓国から輸入した生しじみの命令検査でエンドスルファン 0.008ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 有限会社東洋水産加工が韓国から輸入した「生しじみ」の命令検査でエンドスルファン 0.006ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社アレフが独国から輸入したシロップ (WOODRUFF CONCENTRATE) の自主検査でプロピレングリコール 1.4% 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 昭和貿易株式会社がオーストラリアから輸入した「生鮮セルリアック」のモニタリング検査で、一律基準を超えてジフェノコナゾールが 0.13ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ サンギ株式会社が中国から輸入した「活はも」の命令検査で、トリフルラリン 0.006ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

大手商社による同様な違反事案が繰り返されていることは、残念の極みです！！

以上。

(作成：2010年7月31日)